

「同一労働同一賃金」及び「パワハラ防止対策」 についての説明を実施しました！

令和2年10月19日、20日



「同一労働同一賃金」及び「パワハラ防止対策」について説明する 雇用環境・均等室 職員

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会茨城支部にて県内の事務組合事務担当者を対象とした「令和2年度 労働保険事務組合事務担当者研修会」が10月19日、20日の二日間にわたりホテルテラスザガーデン水戸にて実施されました。

雇用環境・均等室職員が講師として令和2年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金の実現）」（※1）及び6月1日に施行（※2）された労働施策総合推進法（職場におけるパワーハラスメント防止対策）について説明しました。

雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

※1 中小企業は、令和3年4月1日施行です（それまでは努力義務）。

※2 中小企業は、一部を除いて令和4年4月1日施行です（それまでは努力義務）。

【「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働施策総合推進法」についてのお問い合わせ先】

★[「予約制個別相談会」実施中！](#)

雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295